

# 介護保険被保険者の障害福祉サービス上乗せについて

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

19市町村が上乗せ条件を設けている。この内9市町が要介護5の者の条件を設けている。

市町村名		障害福祉サービスの上乗せが可能	何らかの条件を設けている
1	名古屋市	○	
2	豊橋市		○ ケアプランに基づき不足分を支給するが、介護保険及び障害福祉サービスの支給量の合計は、障害支援区分のサービス量の範囲内とする。
3	岡崎市		○ 介護保険の要介護度が要介護5のもので、上乗せをすべき理由が明確な者。
4	一宮市		○ 障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害障害者1級所持者の限る)介護保険サービスのおおむね半分以上を訪問介護で利用。介護保険サービスの支給限度額までサービス利用。
5	瀬戸市		「データなし」の回答
6	半田市	○	
7	春日井市		○ 居宅介護・重度訪問介護…介護保険の要介護が要介護5のもの 生活介護…支給決定は月5日まで。
8	豊川市	○	
9	津島市		○ 在宅の障害者であること。介護保険の1か月あたりの訪問通所サービス区分の支給限度基準額まで介護保険のサービスを受けていること。介護保険の訪問介護を(2)の基準額100分の50以上利用していること。
10	碧南市	○	
11	刈谷市		○ 要介護認定が要介護5であり、介護保険の区分支給限度額まで介護保険のサービスを受け、介護保険のホームヘルプサービスを介護保険の区分限度額のおおむね5割以上利用する場合。
12	豊田市	○	
13	安城市	○	
14	西尾市		○ 原則、介護保険の介護度が要介護5以上の者。
15	蒲郡市	○	
16	犬山市	○	
17	常滑市		○ なるべく区分変更(要介護5の方を除く)をしてもらい、それでもなおサービスが不足する場合に、障害福祉サービスの申請をもらっている。
18	江南市	○	
19	小牧市	○	
20	稲沢市	○	
21	新城市	○	
22	東海市	○	
23	大府市	○	○ 上乗せ対象者は知的、精神、難病の方とし、身体障がいのみの方は上乗せしない。
24	知多市	○	
25	知立市	○	
26	尾張旭市	○	
27	高浜市	○	
28	岩倉市		○ 区分変更申請の勧奨 個々のケース勘案を行うため、担当ケアマネと関係課と個別支援会議を行います。
29	豊明市		○ 障害者手帳所持者等の障害福祉サービス利用対象者。介護保険のケアプランを確認し上限を超えて支給する必要性が認められた場合に支給を検討します。
30	日進市		○ 要介護5、障害支援区分6、障害が理由でサービスが必要と認められるとき。
31	田原市	○	
32	愛西市		○ 要介護度5であること(ただし、視覚 聴覚 知的 精神障害は4以下でも可)
33	清須市	○	○ 介護保険の要介護度が要介護5の者で障害支援区分6であること。在宅であること(在宅扱いの施設は不可)

市町村名		障害福祉サービス の上乗せが可能	何らかの条件を設けている	
34	北名古屋市	○		
35	弥富市	○		
36	みよし市	○		
37	あま市		○	介護保険の要介護度が要介護5であり、障害支援区分が6の者。介護保険の要介護度が要介護4以下であり、障害支援区分が5又は6の者。障害福祉サービスから介護保険へ移行した者であって、介護保険だけでは従前のサービスが維持できない者。
38	長久手市		○	介護保険の要介護度が原則要介護3以上の者。
39	東郷町		○	町障害支援区分等認定審査会にて協議の上、決定している。
40	豊山町	○		
41	大口町	○		
42	扶桑町	○		
43	大治町		○	障害者手帳所持者(身体以外は診断書等があれば認められることもある)
44	蟹江町	○		
45	飛島村	○		
46	阿久比町	○		
47	東浦町	○		
48	南知多町	○		
49	美浜町	○		
50	武豊町	○		
51	幸田町		○	介護保険の要介護が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)
52	設楽町	○		
53	東栄町	○		
54	豊根村	○		